

「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」の設置について

2018年9月

2021年10月改定

日本証券業協会

1. 設置の目的

2017年9月、本協会では、国際連合が定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)で掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置した。また、証券業界において、いわゆるインパクト・インベストメント(ワクチン債、ウォーターボンド、グリーンボンド等の組成・販売など)、ESG投資など、既に行われている取組みがSDGsの目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに貢献できる可能性について検討するため、同懇談会の下部機関として「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」(現「サステナブルファイナンス推進委員会」(以下、「委員会」という。))が設置された。

委員会においては、SDGs達成のために求められる民間資金の導入に向けて、証券業界が本業とする資金過不足の調整機能の発揮が期待されるなか、グリーンボンド、ソーシャルボンド等のSDGsに貢献する金融商品について、定義や呼称の整理、会員役職員及び投資家の理解度・認知度向上に向けた施策が重要とされた。これを受け、証券業界としての取組みについて実務に即して検討を進めていくため、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 本ワーキング・グループは、当面、次の事項について検討を行う。
 - ① SDGsに貢献する金融商品の定義等
 - ② 会員証券会社の役職員への普及・啓発や、投資家の認知度の向上に向けた施策
- (2) その他、必要に応じて、SDGsに貢献する金融商品の普及、推進に向けた課題について検討を行う。

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (2) 本ワーキング・グループのメンバーは、会員の実務に精通した役職員から選任する。
- (3) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループの主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 本ワーキング・グループのメンバーは、必要に応じ、所属会社の役職員を陪席又は代理出席させることができる。

4. 運営

本ワーキング・グループの検討状況等については、適宜、委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本ワーキング・グループの庶務は、本協会SDGs推進本部SDGs推進室が担当する。

以 上